

＊北海道公報

発行 北海道
編集 総務部人事局
法制文書課
電話 011-204-5035
FAX 011-232-1385
印刷 富士プリント㈱

北海道知事 高橋 はるみ

北海道規則第2号

北海道漁業近代化資金利子補給規則の一部を改正する規則
北海道漁業近代化資金利子補給規則（昭和44年北海道規則第93号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項の表中「年0.45パーセント」を「年0.6パーセント」に改める。

附則

- この規則は、公布の日から施行する。
- この規則による改正後の北海道漁業近代化資金利子補給規則の規定は、平成20年9月19日以後に知事が利子補給を承認した漁業近代化資金について適用し、同日前に知事が利子補給を承認した漁業近代化資金については、なお従前の例による。

告 示

北海道告示第10号

北海道青少年健全育成条例（昭和30年北海道条例第17号）第16条第1項第3号の規定により、次の図書類を有害図書類として指定する。

平成21年1月9日

北海道知事 高橋 はるみ

図書類の種別	図書コード	図 書 類 の 名 称	発行所、制作所、受審会社等
雑誌	13991-1	COMIC バズーカ 1月号	2009年1月1日発行 辰巳出版株式会社
同	13759-01	COMIC ポプリクラブ 1月号	2009年1月1日発行 株式会社マックス
同	18613-01	メンズゴールド 1月号	2009年1月1日発行 株式会社リンド社
同	13877-1	COMIC 快樂天 1月号	2009年1月1日発行 株式会社ワニマガジン社
同	17973-1	COMIC ペンギンクラブ山賊版 1月号	2009年1月1日発行 辰巳出版株式会社
同	13835-01	COMIC 快樂天ビースト 1月号	2009年1月1日発行 株式会社ワニマガジン社
同	08893-01	ヤングコミック 1月号	2009年1月1日発行 少年画報社
同	07813-1	漫画プラザ 1月号	2009年1月1日発行 株式会社蒼竜社
同	08937-01	漫画ユートピア 1月号	2009年1月10日発行 株式会社笠倉出版社
同	17999-1	COMIC ペンギンクラブ 1月号	2009年1月1日発行 辰巳出版株式会社
同	08877-1	Yha! Hip&Lip 1月号	2009年1月1日発行 株式会社ワニマガジン社
同	03801-01	コミックアムール 1月号	2009年1月1日発行 サン出版
同	19673-1	レディースコミック・タブー 1月号	2009年1月1日発行 三和出版株式会社
同	07665-01	PC Angelneo 1月号	2009年1月10日発行 株式会社足立東クリエイト

目 次

規 則	ページ
○北海道漁業近代化資金利子補給規則の一部を改正する規則……………（水産経営課）	11
告 示	
○有害図書類の指定……………（道民活動文化振興課）	11
○土地改良区の役員の就任及び退任の届出……………（農業支援課）	12
○土地改良区の定款の変更の認可……………（農業支援課）	12
○土地改良事業の工事の完了の届出……………（農業施設管理課）	12
○知事権限に係る保安林の指定の予定……………（治山課）	12
○知事権限に係る保安林の指定……………（治山課）	13
○農林水産大臣権限に係る保安林の指定の予定……………（治山課）	13
○知事権限に係る保安林の指定の解除の予定……………（治山課）	13
○知事権限に係る保安林の指定の解除……………（治山課）	13
○知事権限に係る保安林の指定施業要件の変更の予定……………（治山課）	14
○農林水産大臣権限に係る保安林の指定施業要件の変更の予定……………（治山課）	14
○河川区域の廃止等により生じた廃川敷地等……………（河川課）	15
○河川区域の指定の一部改正……………（河川課）	16
○河川予定地の指定の一部改正……………（河川課）	16
支庁告示	
○特定調達契約に係る資格に関する公示……………	16
○特定調達契約に係る入札の公告……………	16
○特定調達契約に係る落札者等の公示……………	17
道監査委員公表	
○監査公表第1号……………	18
○監査公表第2号……………	18

規 則

北海道漁業近代化資金利子補給規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成21年1月9日

雑誌	01805-1	月刊裏モノジャパン	1月号	2009年1月1日発行	鉄 人 社
同	08597-1	メンズヤング	1月号	2008年12月30日発行	株 式 会 社 双 葉 社
同	04877-1	実話ナックルズ	1月号	2009年1月1日発行	ミリオ出版株式会社
同	18387-1	漫画ローレンス	新年1月号	2009年1月1日発行	株 式 会 社 綜 合 図 書
同	16611-1	ドキッ!スペシャル	1月号	2009年1月4日発行	株 式 会 社 竹 書 房
同	11463-1	アクションピザッツディーエックス	1月号	2009年1月7日発行	株 式 会 社 双 葉 社
同	18327-01	漫画ボン	1月号	2009年1月1日発行	株 式 会 社 大 都 社
同	02591-01	カルビPOWER	1月号	2009年1月1日発行	若 生 出 版 株 式 会 社
同	18124-01	俺の旅	VOL.40	2009年1月25日発行	ミリオ出版株式会社
同	18118-01	人妻寝取られて	VOL.2	2009年1月10日発行	株 式 会 社 一 水 社
同	16151-1	Chu ッスペシャルDVD	1月号	2009年1月1日発行	株式会社ワニマガジン社

指定の理由 著しく粗暴性を助長し、性的感情を刺激し、又は道義心を傷つけるものであって、青少年の健全な育成を害するおそれがあると認められるため

北海道告示第11号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、次のとおり土地改良区の役員就任及び退任の届出があった。

平成21年1月9日

北海道知事 高橋 はるみ

空知土地改良区

就退任の別	就退任年月日	理事・監事の別	氏 名 住 所
就 任	平成20.12.19	理 事	加 藤 孝 深川市音江町字稲田1103番地
同	同	同	嶋 田 省 一 滝川市江部乙町1249番地1
同	同	同	石 川 良 樹 滝川市江部乙町505番地
同	同	同	平 沢 信 二 滝川市江部乙町886番地2
同	同	同	小 西 廣 和 滝川市滝の川町西6丁目2番15号
同	同	同	土 田 光 義 滝川市北滝の川2113番地4
同	同	同	岩 谷 尚 之 滝川市南滝の川505番地1
同	同	監 事	澁 谷 英 夫 深川市音江町字音江346番地の2
同	同	同	横 山 守 滝川市江部乙町2427番地
同	同	同	古 賀 伯 明 滝川市二の坂町東4丁目140番地
退 任	同 20.12.18	理 事	加 藤 孝 深川市音江町字稲田1103番地
同	同	同	嶋 田 省 一 滝川市江部乙町1249番地1
同	同	同	石 川 良 樹 滝川市江部乙町505番地
同	同	同	平 沢 信 二 滝川市江部乙町886番地2

同	同	同	山 本 勝 治 滝川市東滝川46番地5
同	同	同	土 田 光 義 滝川市北滝の川2113番地4
同	同	同	小 西 廣 和 滝川市滝の川町西6丁目2番15号
同	同	監 事	渡 邊 孝 壽 深川市音江町字広里316番地の3
同	同	同	横 山 守 滝川市江部乙町2427番地
同	同	同	古 賀 伯 明 滝川市二の坂町東4丁目140番地
栗山土地改良区			
就退任の別	就退任年月日	理事・監事の別	氏 名 住 所
退 任	平成20.11.28	理 事	宮 崎 勝 義 夕張郡栗山町字杵臼235番地

北海道告示第12号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、平成20年12月25日、東和土地改良区の定款の変更を認可した。

平成21年1月9日

北海道知事 高橋 はるみ

北海道告示第13号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の2第1項の規定により、鹿追町の行う土地改良（笹川地区基盤整備促進〔基盤整備〕（農業用道路））事業の工事を平成20年12月10日に完了した旨の届出があった。

平成21年1月9日

北海道知事 高橋 はるみ

北海道告示第14号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第2項の規定により、次のように保安林を指定する予定である。

平成21年1月9日

北海道知事 高橋 はるみ

- 保安林予定森林の所在場所 虻田郡ニセコ町字東山1（次の図に示す部分に限る。）、4の1
- 指 定 の 目 的 公衆の保健
- 指 定 施 業 要 件
 - 立木の伐採の方法
 - 主伐は、択伐による。
 - 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町

村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道後志支庁産業振興部林務課及びニセコ町役場に備え置いて縦覧に供する。)

北海道告示第15号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のように保安林を指定する。

平成21年1月9日

北海道知事 高橋 はるみ

1 保安林の所在場所 虻田郡豊浦町字大岸738の1・字礼文華476の1・477・518の1
(以上4筆について次の図に示す部分に限る。)、518の10、518の11

2 指定の目的 水源のかん養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

字大岸738の1・字礼文華476の1・477・518の1（以上4筆について次の図に示す部分に限る。)

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道胆振支庁産業振興部林務課及び豊浦町役場に備え置いて縦覧に供する。)

北海道告示第16号

農林水産大臣から、次のように保安林を指定する予定である旨、森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定による通知があった。

平成21年1月9日

北海道知事 高橋 はるみ

1 保安林予定森林の所在場所 夕張郡栗山町字桜山278地先・296地先（以上2筆地先国有林。次の図に示す部分に限る。）、269の2・269の6・

271の3・272の5・276・278・296・301・302の1（以上9筆について次の図に示す部分に限る。）、270の1、270の2、271の1、277

2 指定の目的 土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

字桜山301（次の図に示す部分に限る。）、278地先、269の2、269の6、270の1、270の2、271の1、271の3、272の5、276から278まで

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道水産林務部林務局治山課及び栗山町役場に備え置いて縦覧に供する。)

北海道告示第17号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定を解除する予定である。

平成21年1月9日

北海道知事 高橋 はるみ

1(1) 解除予定保安林の所在場所 登別市富浦町2丁目33の1（次の図に示す部分に限る。)

(2) 保安林として指定された目的 土砂の崩壊の防備

(3) 解除の理由 指定理由の消滅

2(1) 解除予定保安林の所在場所 虻田郡洞爺湖町洞爺湖温泉188の5（次の図に示す部分に限る。)

(2) 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備

(3) 解除の理由 指定理由の消滅

(「次の図」は、省略し、その図面を北海道胆振支庁産業振興部林務課並びに登別市役所及び洞爺湖町役場に備え置いて縦覧に供する。)

北海道告示第18号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第2項の規定により、次のように保安林の指

定を解除する。

平成21年1月9日

北海道知事 高 橋 はるみ

- 1 解除に係る保安林の所在場所 虻田郡ニセコ町字ニセコ510の1（次の図に示す部分に限る。）
 - 2 保安林として指定された目的 公衆の保健
 - 3 解 除 の 理 由 放送設備用地とするため
- （「次の図」は、省略し、その図面を北海道後志支庁産業振興部林務課及びニセコ町役場に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第19号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である。

平成21年1月9日

北海道知事 高 橋 はるみ

- 1(1) 指定施業要件変更予定保安林の所在場所 上川郡鷹栖町（次の図に示す部分に限る。）
- (2) 保安林として指定された目的 公衆の保健
- (3) 変更後の指定施業要件
ア 立木の伐採の方法
① 主伐は、択伐による。
② 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
③ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
- 2(1) 指定施業要件変更予定保安林の所在場所 上川郡鷹栖町（次の図に示す部分に限る。）
- (2) 保安林として指定された目的 名所又は旧跡の風致の保存
- (3) 変更後の指定施業要件
ア 立木の伐採の方法
① 主伐は、択伐による。
② 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
③ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道上川支庁産業振興部林務課及び鷹栖町役場に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第20号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第29条の規定による通知があった。

平成21年1月9日

北海道知事 高 橋 はるみ

- 1(1) 指定施業要件変更予定保安林の所在場所 檜山郡上ノ国町（次の図に示す部分に限る。）
- (2) 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備
- (3) 変更後の指定施業要件
ア 立木の伐採の方法
① 次の森林については、主伐は、択伐による。
上ノ国町（次の図に示す部分に限る。）
② その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
③ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
④ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
- 2(1) 指定施業要件変更予定保安林の所在場所 檜山郡上ノ国町（次の図に示す部分に限る。）
- (2) 保安林として指定された目的 土砂の崩壊の防備
- (3) 変更後の指定施業要件
ア 立木の伐採の方法
① 主伐は、択伐による。
② 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
③ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
- 3(1) 指定施業要件変更予定保安林の所在場所 沙流郡日高町・平取町（以上2町について次の図に示す部分に限る。）
- (2) 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備
- (3) 変更後の指定施業要件

<p>ア 立木の伐採の方法</p> <p>(ア) 次の森林については、主伐は、択伐による。 日高町（次の図に示す部分に限る。）、平取町</p> <p>(イ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。</p> <p>(ウ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。</p> <p>(エ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。</p> <p>イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。</p> <p>4(1) 指定施業要件変更予定保安林の所在場所 沙流郡平取町（次の図に示す部分に限る。）</p> <p>(2) 保安林として指定された目的 土砂の崩壊の防備</p> <p>(3) 変更後の指定施業要件</p> <p>ア 立木の伐採の方法</p> <p>(ア) 主伐は、択伐による。</p> <p>(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。</p> <p>(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。</p> <p>イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。</p> <p>5(1) 指定施業要件変更予定保安林の所在場所 増毛郡増毛町（次の図に示す部分に限る。）</p> <p>(2) 保安林として指定された目的 水源のかん養</p> <p>(3) 変更後の指定施業要件</p> <p>ア 立木の伐採の方法</p> <p>(ア) 次の森林については、主伐は、択伐による。 増毛町（次の図に示す部分に限る。）</p> <p>(イ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。</p> <p>(ウ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。</p> <p>(エ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。</p> <p>イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。</p> <p>6(1) 指定施業要件変更予定保安林の所在場所 十勝郡浦幌町（次の図に示す部分に限る。）</p> <p>(2) 保安林として指定された目的 水源のかん養</p> <p>(3) 変更後の指定施業要件</p> <p>ア 立木の伐採の方法</p>	<p>(ア) 主伐は、択伐による。</p> <p>(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。</p> <p>(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。</p> <p>イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。</p> <p>7(1) 指定施業要件変更予定保安林の所在場所 十勝郡浦幌町（次の図に示す部分に限る。）</p> <p>(2) 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備</p> <p>(3) 変更後の指定施業要件</p> <p>ア 立木の伐採の方法</p> <p>(ア) 主伐は、択伐による。</p> <p>(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。</p> <p>(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。</p> <p>イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。</p> <p>8(1) 指定施業要件変更予定保安林の所在場所 中川郡本別町（次の図に示す部分に限る。）</p> <p>(2) 保安林として指定された目的 土砂の崩壊の防備</p> <p>(3) 変更後の指定施業要件</p> <p>ア 立木の伐採の方法</p> <p>(ア) 主伐は、択伐による。</p> <p>(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。</p> <p>(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。</p> <p>イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。</p> <p>（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道水産林務部林務局治山課及び関係町役場に備え置いて縦覧に供する。）</p> <hr/> <p>北海道告示第21号</p> <p>河川区域の廃止により廃川敷地等が生じたので、河川法施行令（昭和40年政令第14号）第49条の規定により、次のとおり告示する。</p> <p>その関係図面は、北海道旭川土木現業所に備え置いて縦覧に供する。</p> <p>平成21年1月9日</p> <p style="text-align: right;">北海道知事 高橋 はるみ</p> <p>1 河川 の 名 称 一級河川石狩川水系愛別川</p>
--	--

- 2 廃川敷地等が生じた年月日 平成21年1月9日
- 3 廃川敷地等の位置 (左岸)上川郡愛別町字金富1618番地先から愛別町字金富1615番1地先まで
- 4 廃川敷地等の種類及び数量 土地 13,280.94㎡

北海道告示第22号

昭和56年北海道告示第649号（河川区域の指定）の一部を次のように改正する。その関係図面は北海道旭川土木現業所に備え置いて縦覧に供する。

平成21年1月9日

北海道知事 高橋 はるみ

表の1一級河川石狩川水系愛別川の欄中「第1号図」を「第1号図の2」に改める。

北海道告示第23号

昭和56年北海道告示第650号（河川予定地の指定）の一部を次のように改正する。その関係図面は北海道旭川土木現業所に備え置いて縦覧に供する。

平成21年1月9日

北海道知事 高橋 はるみ

表の1一級河川石狩川水系愛別川の欄中「第1号図」を「第1号図の2」に改める。

支 庁 告 示

北海道石狩支庁告示第1号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5第1項の規定により、一般競争入札に参加する者に必要な資格を定めた。

平成21年1月9日

北海道石狩支庁長 富 樫 秀 文

- 1 資格及び調達をする特定役務の種類

平成21年度において道が締結しようとする(1)に定める契約に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格は、(2)に定めるものとし、当該契約により調達をする地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第2条第3号に規定する特定役務の種類は、(3)に定めるものとする。

 - (1) 契 約 平成21年1月9日に一般競争入札の公告を行う石狩湾新港地域公共下水道石狩湾浄化センター汚泥処理業務委託
 - (2) 資 格 石狩湾新港地域公共下水道石狩湾浄化センター汚泥処理業務委託契約に関する資格（以下「資格」という。）

- (3) 特定役務の種類 石狩湾新港地域公共下水道石狩湾浄化センター汚泥処理業務委託

2 資格要件

平成16年北海道告示第447号の1の(1)、(3)、(5)及び(6)によるほか、次による。

- (1) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第2条第4項第1号に規定する汚泥の処理に係る同法第14条第1項及び第6項の規定に基づく北海道知事及び処理に必要な政令市長の許可を受けている者であること。
- (2) 年間2,192トン以上の処理能力を有する設備を有すること。

3 資格要件の特例

平成16年北海道告示第447号の2による。

4 資格審査の申請の時期及び方法

- (1) 申請の時期 資格審査の申請は、平成21年1月9日から同年1月20日まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の毎日午前9時から午後5時までの間にしなければならない。
- (2) 申請の方法 資格審査の申請は、次に掲げる申請書類の提出先に、当該提出先の指示により作成した申請書類を提出することにより行わなければならない。

ア 提出先の名称 北海道札幌土木現業所管理部管理課

イ 提出先の所在地 札幌市中央区南11条西16丁目2番1号

- 5 資格審査の再申請並びに資格の有効期間及び当該期間の更新手続並びに資格の喪失

平成16年北海道告示第447号の3の(1)のアからウまで及び(2)、4の(1)及び(3)並びに5の(2)による。

北海道石狩支庁告示第2号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。

なお、この入札に係る調達は、1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける。

平成21年1月9日

北海道石狩支庁長 富 樫 秀 文

1 入札に付する事項

- (1) 調達をする特定役務の名称及び数量
 - ア 調達をする特定役務の名称 石狩湾新港地域公共下水道石狩湾浄化センター汚泥処理業務（汚泥処理 1トン当たりの単価）
 - イ 数 量 予定数量 2,192トン

- (2) 調達をする特定役務の仕様等 入札説明書による。
- (3) 契約期間 平成21年4月1日から平成22年3月31日まで
- (4) 履行場所 石狩湾浄化センター
- 2 入札に参加する者に必要な資格
平成21年北海道石狩支庁告示第1号に規定する石狩湾新港地域公共下水道石狩湾浄化センター汚泥処理業務の委託契約に関する資格を有すること。
- 3 契約条項を示す場所
北海道札幌土木現業所管理部管理課
- 4 入札執行の場所及び日時
- (1) 入札場所 札幌市中央区南11条西16丁目2番1号 北海道札幌土木現業所第1会議室（送付による場合は、郵便番号 064-0811 札幌市中央区南11条西16丁目2番1号 北海道札幌土木現業所管理部管理課）
- (2) 入札日時 平成21年3月4日 午後1時30分（送付による場合は、必着）
- (3) 開札場所 (1)と同じ。
- (4) 開札日時 (2)と同じ。
- 5 入札保証金
平成16年北海道告示第448号の1の(1)による。
- 6 入札説明書の交付に関する事項
- (1) 交付場所 3と同じ。
- (2) 交付方法 (1)の場所で交付する。
なお、郵送による交付を希望する場合は、A4判用紙が入る返信用封筒（あて先を明記したもの）及び重量100グラムに見合う郵便料金に相当する郵便切手又は国際返信切手券を添えて、契約に関する事務を担当する組織に申し込むこと。
- 7 落札者の決定方法及び契約書作成の要否
落札者の決定方法は次によることとし、契約書の作成は要する。
北海道財務規則（昭和45年北海道規則第30号）第151条第1項の規定により定めた予定価格（1トン当たりの単価）の制限の範囲内で最低の価格（1トン当たりの単価）をもって入札（有効な入札に限る。）した者を落札者とする。
- 8 その他
平成16年北海道告示第448号の4の(2)、(5)、(7)から(9)まで及び(11)から(13)までによるほか、次による。
契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地
- (1) 名称 北海道札幌土木現業所管理部管理課

(2) 所在地 郵便番号 064-0811 札幌市中央区南11条西16丁目2番1号
電話番号 011-561-0416（直通）

9 Summary

A. Nature and quantity of the services to be procured :

- a. Gulf of Ishikari new port local public sewer Ishikari gulf purification center grime processing duties Grime processing 1 ton unit price : yen
- b. quantity
Plan amount 2,192 ton

B. Bid tendering date and time : 1 : 30 P. M., March 4, 2009

C. Contact point of notice : General Affairs Division, Planning and General Affairs Department, Sapporo District Public Works Management Office, Minami 11-jo, Nishi 16-chome, Chuo-ku, Sapporo, Hokkaido, 064-0811 Japan Phone : 011-561-0416

北海道胆振支庁告示第1号

次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。

平成21年1月9日

北海道胆振支庁長 大杉定通

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量
ロータリ除雪車（1.3m/700t級）1台（ロータリ除雪車（80PS級）1台と交換）
- 2 落札を決定した日
平成20年12月18日
- 3 落札者の氏名及び住所
- (1) 氏名 奈良商事株式会社
- (2) 住所 岩見沢市幌向1条5丁目397番地3
- 4 落札金額
10,132,500円
- 5 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 6 一般競争入札の公告
平成20年11月7日付け北海道胆振支庁告示第97号
- 7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地
- (1) 名称 北海道室蘭土木現業所企画総務部総務課
- (2) 所在地 室蘭市幸町9番11号

道 監 査 委 員 公 表

監査公表第1号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第2項の規定により実施した平成18年度に係る行政監査の結果に基づき講じた措置について、同条第12項の規定により、知事等から通知があったので、次のとおり公表する。

(「次のとおり」は省略し、その関係書類は、北海道監査委員事務局総括監査課に備え置いて一般の縦覧に供する。)

平成21年1月9日

北海道監査委員 段 坂 繁 美
北海道監査委員 工 藤 敏 郎
北海道監査委員 見 野 全
北海道監査委員 坂 本 人 士

監査公表第2号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の37第1項の規定により包括外部監査人が行った平成15年度の包括外部監査の結果に基づき、同法第252条の38第6項の規定により平成20年12月4日付けで知事から措置を講じた旨の通知があったので、次のとおり公表する。

(「次のとおり」は省略し、その関係書類は、北海道監査委員事務局総括監査課に備え置いて一般の縦覧に供する。)

平成21年1月9日

北海道監査委員 段 坂 繁 美
北海道監査委員 工 藤 敏 郎
北海道監査委員 見 野 全
北海道監査委員 坂 本 人 士